

ステーション設置要件

- ① 利用世帯が概ね 20 世帯以上であり、住民が利用しやすい場所であること
- ② 隣接するステーションから概ね 300m以上離れていること
- ③ 収集車の通行が可能な道路幅があり、付近に収集車の回転場所があること
- ④ 土地所有者の了解を得ていること

* この要件に合致しない場合であっても、地域における設置の必要性等を考慮し、新設等を同意する場合があります。

【事前協議から新設まで】

- ① 新設（移設）の申し出 * 電話でかまいません。
- ② 当組合による現地確認
- ③ 新設等申請書の提出 * 周辺地図を添付願います。
- ④ 同意・収集開始

* 新設等の申請者は「地域公民館長」のみとします。各地域内において十分に協議のうえ、申請をお願い致します。

「ごみの出し方」については、全世帯配布した「保存版/ごみ分別辞典」をぜひご参照ください。

【問い合わせ先】

大船渡地区環境衛生組合（クリーンセンター）
（所在地）大船渡市猪川町字藤沢口 5 4 - 1
（電 話） 2 6 - 4 7 3 9